2026 年 11 月

令和８年１１月２０日からの大雪に伴う被害を受けられました皆様へ

株式会社ホープ少額短期保険

令和 8 年 11 月 20 日からの大雪に伴う災害にかかる被害を受けられました皆さまに、
心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、
被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、
「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、**災害救助法**が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、
当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：０１２０－５６５－０４０（２４時間３６５日対応）
当社担当窓口：０１２０－８００－１９２
受付時間：９：００～１７：００（土・日・祝日、弊社休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
【福島県】 耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町	2026 年 11 月 20 日 （公示日：2026 年 11 月 23 日）